

自由金利型定期貯金（スーパー定期）〈単利型〉

1 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金（スーパー定期）〈単利型〉 愛称：預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人および法人
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年未満 期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式のものについては自動継続の取扱いができます。
4 預入方法	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 1円以上
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します。
6 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（詳しくは窓口におたずねください。）
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以降および満期日以降に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	—
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合はマル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、自由金利型定期貯金（M型）規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。
10 貯金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> （保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品にかかる相談・苦情等（以下、「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下、「県相談所」という。）（TEL：083-261-6616）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※ 詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 販売対象については、法令等による定めがあります。

自由金利型定期貯金（スーパー定期）〈複利型〉

1 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利型定期預金（スーパー定期）〈複利型〉 愛称：預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3年、4年、5年 ・期日指定方式 3年超5年未満
4 預入方法	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1円以上
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括して払い戻します。
6 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の利率を満期日まで適用します。 （詳しくは窓口におたずねください。）
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括して払い戻します。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
7 手数料	—
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のみはマル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、自由金利型定期貯金（M型）規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
10 貯金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品にかかる相談・苦情等（以下、「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下、「県相談所」という。）（TEL：083-261-6616）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・販売対象については、法令等による定めがあります。

自由金利型定期貯金（大口定期）

1 商品名（愛称）	・自由金利型定期貯金（大口定期）（愛称：大口定期）
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式のものについては自動継続の取扱いができます。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日までに適用します。 （店頭表示をしていない期間の利率については、窓口におたずねください。） ・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以降および満期日以降に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 手数料	—
8 付加できる特約事項	—
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、自由金利型定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。
10 貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されません。
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下、「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下、「県相談所」という。）（TEL：083-261-6616）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。当組合本店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・販売対象については、法令等による定めがあります。

期日指定定期貯金

1 商品名（愛称）	・ 期日指定定期貯金
2 販売対象	・ 個人のみ
3 期間	・ 最長3年
4 預入方法	
(1) 預入方法	・ 一括預入
(2) 預入金額	・ 1円以上300万円未満
(3) 預入単位	・ 1円単位
5 払戻方法	・ 解約時に利息とともに支払います。 ただし、1年間の据置期間経過後、最長預入期限までの任意の日を満期日として1か月以上前に指定すれば、元金の一部（1万円単位）または全部について引き出せます。
6 利息	
(1) 適用金利	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 （詳しくは窓口におたずねください。）
(2) 利払頻度	・ 解約時に一括して払い戻します。
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
7 手数料	—
8 付加できる特約事項	・ 個人のみはマル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
10 貯金保険制度	・ （保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11 苦情処理措置	・ 本商品にかかる相談・苦情等（以下、「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下、「県相談所」という。）（TEL：083-261-6616）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・ 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。

1 3 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。・販売対象については、法令等による定めがあります。
----------------	--

変動金利定期貯金〈単利型〉

1	商品名（愛称）	・変動金利定期貯金〈単利型〉
2	販売対象	・個人および法人
3	期間	・定型方式 1年、2年、3年 ・期日指定方式 1年超3年未満
4	預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
5	払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6	利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が所定の基準によって算出した利率に変更します。 ・預入日から満期日の前日までに到来する預入日の6か月ごとの応答日以降に所定の中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率）を支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7	手数料	—
8	付加できる特約事項	・個人のものにはマル優の取扱いができます。
9	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、変動金利定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。
10	貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11	苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下、「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下、「県相談所」という。）（TEL：083-261-6616）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
12	紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
13	その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・販売対象については、法令等による定めがあります。

変動金利定期貯金〈複利型〉

1	商品名（愛称）	・変動金利定期貯金〈複利型〉
2	販売対象	・個人のみ
3	期間	3年
4	預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
5	払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6	利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が所定の基準によって算出した利率に変更します。 ・満期日以降に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
7	手数料	—
8	付加できる特約事項	・個人のもものはマル優の取扱いができます。
9	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、変動金利定期貯金規定に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。
10	貯金保険制度	・（保護対象について） 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11	苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下、「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所（以下、「県相談所」という。）（TEL：083-261-6616）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
12	紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部（TEL：083-261-6616）にお問い合わせください。
13	その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・販売対象については、法令等による定めがあります。